

第4章 障害者計画の施策展開（横断的分野）

横断的分野1 障害者等への理解促進

<現状と課題>

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、
障害のある人に対する理解を一層深めていく必要があります。
特に、障害のない人たちへの障害者等に対する理解の促進や、
偏見の解消が重要です。

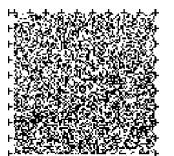
しかし、札幌市が実施した調査結果からは、障害のある人への理
解があまり進んでいないという結果がでています(⇒24ページ参照)。

これらを解決するためには、障害者基本法をはじめとした障
がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障害当事者による普
及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障
がいに対する理解が深まるような取組を進める必要があります。

<2016年度障害者実態等調査から>

障害者への理解が深まるために必要なこと

- 福祉教育の充実（障害者調査 44.9%、障害児調査
61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ボランティアの育成（障害者調査 32.1%、障害児調
査 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- 障害のある人とない人が一緒に教育できる（障害児
調査 70.4%）



基本方針

基本方針 1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本方針 2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

基本施策

基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

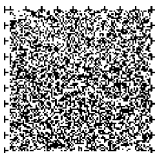
基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

○市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。

○子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

○障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。



！ 重点取組

◆ ヘルプマークやヘルプカード (⇒186ページ参照) の普及を通じた内部障がい等の理解促進 (新規)

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

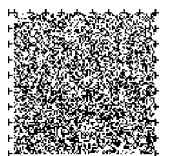
◆ 手話が言語であることについての普及啓発 (新規)

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。

◆ 出前講座 (⇒186ページ参照) や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心のバリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。



◆ ふく し きょういく 福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本（⇒186ページ参照）など）

がっこうきょういく 学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆ しょうがいしゃしゅうかん きねん じぎょう じっし 障害者週間記念事業の実施

しょうがいしゃふくし 障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

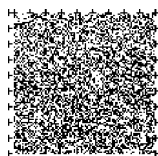
基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

○ こうきょうさ ー び す じぎょうしゃとう たい ちいきふくし かんしん りかい ふか 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、かくしゅけんしゅう じっし とりくみ すす 各種研修の実施などの取組を進めます。

！ 重点取組

◆ しょうがい とうじしゃ こうし はけん 障がい当事者の講師派遣

しょうがい とうじしゃ こうし ようせい とうろく ひと がっこう きぎょう 障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等とう はけん とう ぎ でいす かっしょん に派遣して、講義やディスカッション（⇒187ページ参照）等ぺー じさんしやう とう を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解促進をおこな きかい かくじゅう しょう ひと たい りかいそくしん 図ります。



基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

○各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

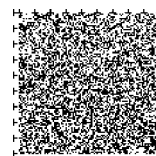
！ 重点取組

◆ ボランティア活動への支援

ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆ まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・サポートとほっと基金（⇒187ページ参照））

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。



げんじょう か だい
＜現状と課題＞

札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人や高齢の人を含む全ての人が安心して、快適に暮らせるまちづくりを目指し、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

その後、2006年(平成18年)に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」をうけ、2009年(平成21年)に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリア(⇒187ページ参照)が少しずつ改善されていると認識されている一方で、制度、文化・情報や意識等のバリア(⇒187ページ参照)の改善があまり進んでいないという受け止められ方がされています。

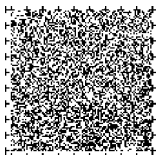
また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を送るうえで必要な、住まいの場の確保が求められています。

更に、2016年(平成28年)4月に、障害者差別解消法が施行されたことにより、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上に努めていく必要があります。

ねん ど しょう じ しゃじつたいとうちょうさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

かく ばり あ かいぜん かいとう ひと わりあい
各バリアを改善されていると回答した人の割合。

ぶつりてき ばり あ せいどてき ばり あ ぶん か じょうほう
物理的バリア(60.4%)、制度的バリア(28.2%)、文化・情報
めん ばり あ いしきじょう ばり あ
面でのバリア(39.3%)、意識上のバリア(27.5%)



基本方針

基本方針 1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策

基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
基本施策 2 住まいの確保

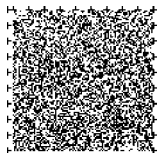
基本施策 1 バリアフリー (⇒188ページ参照)に基づくまちづくりの推進

○全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザイン (⇒188ページ参照) によるまちづくりを進めます。

重点取組

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。



◆^{やさ おも ばり あふり - すいしん} 優しさと思いやりのバリアフリーの推進

^{さっぽろし あら しせつ せいび さい しょう ひと こうれい}
札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある人や、高齢
^{ひと ちから か ひと め かんかく かくにん こうきょうしせつ ば}
の人の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバ
^{り あふり - ちえっくしすてむ おお ひと りよう けんちくぶつ}
リアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物で
^{じこ みぜん ふせ しょう ひと こうれい ひと あんぜん}
の事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の人にとって安全で
^{つか しせつ きけん しせつ そうき はっけん}
使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するため
^{きけんしせつとうつうほうしすてむ ひ つづ かつよう}
の「危険施設等通報システム」について引き続き活用していくと
^{こうかてき しすてむ あ かた けんとう}
ともに、効果的なシステムの在り方についても検討していきます。

◆^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう もと せいびすいしん} 新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう もと すべ ひとびと あんしん}
新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人々が安心
^{く わ へだ しゃいかつどう さんか}
して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目
^{ざ そうごうてき いったいてき ばり あふり - か そくしん}
指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

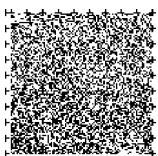
^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう だんかいてき けい}
また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継
^{ぞくてき はってん はか}
続的な発展を図っていきます。

◆^{こうつう ばり あふり - すいしんじぎょう} 交通バリアフリー推進事業

^{しょう ひと こうれい ひと こうきょうこうつう きかん りよう い}
障がいのある人や高齢の人などが公共交通機関を利用して移
^{どう さい り べんせいおよ あんぜんせい こうじょう そくしん はか こうきょうこうつう}
動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通
^{じぎょうしゃ おこな ばり あふり - かせいび ほよ おこな かく}
事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各
^{かんりしゃ れんけい とりくみ すす}
管理者と連携しながら取組を進めます。

◆^{ゆ に ば - さる で、ざいんたくし - どうにゅうひ ほじょじぎょう しんき} ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業（新規）

^{くるまい す しようしゃ かぎ あしこし よわ こうれい ひと にんさんぶ べび -}
車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢の人、妊産婦、ベビー
^{か - しよう ひと だれ りよう こうぞう ゆ に ば -}
カーを使用している人など、誰もが利用しやすい構造のユニバー



さるでざいんたくしー ふきゅうそくしん はか たくしーじぎょうしゃ
サルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者
とう こうにゅうひよう たい ほじょきん こうふ
等の購入費用に対して、補助金を交付します。

◆歩道バリアフリー整備事業

だれ あんしん ほこう ほどう ていきょう じゅうてんてき せいび
誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備
するべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を推進し
ます。

◆安全・安心な公園再整備事業

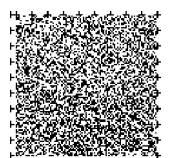
しょう ひと こうれい ひと だれ かいてき りよう こうえん
障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できる公園
せいび すす ていりぐち えんろだんさかいしゅう かいだん て せっち べ
整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり設置、ベ
ンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等を行います。

◆市有施設の保全改修に併せたバリアフリー化による改善の推進

おすとめいとたいおうといれ べーじさんしゅう せっち てんじぶ
オストメイト対応トイレ(⇒188ページ参照)の設置や点字ブ
ろっくの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、バリア
フリー化による改善を進めます。

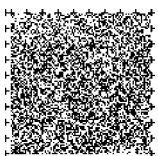
◆地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう
地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー向
じょうとう よ しょう ひと こうれい ひと あんぜん
上を呼びかけるなど、障がいのある人や高齢の人などが安全で
あんしん ちかてつ りよう とりくみ すす
安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。
また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両導入
すす すべ ひと しせつせいび おこな
を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。



◆ あんぜん じてんしゃ り ようかんま よう すいしん
安全な自転車利用環境の推進

ほ どうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほ こうかんま よう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の
あつ か か だい ふ しょう しょう ひと すべ
悪化などの課題を踏まえ、障がいのある人をはじめとする全ての
しみん あんしん あんぜん つうこう じてんしゃ り ようかんま よう じつげん
市民が、安心・安全に通行できる自転車利用環境を実現するため、
じてんしゃ つうこう くうかん めいかく か そうこう てき ちゅうりん たいさく すいしん る ー
「自転車通行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルー
る ま な ー こう か てき しゅう ち けいはつ はか
ル・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。



基本施策2 住まいの確保

○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

重点取組

◆グループホームの整備推進

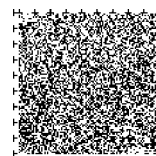
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の人、障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。

◆車椅子利用者向け市営住宅の整備

恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。



おうだんてきぶん や じょうほうあくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん じゅうじつ
横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょう ひと じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん
障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、
かぎ しょう とくせい おう しゅだん せんたく り
できる限り、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利
よう じゅうよう
用できることが重要です。

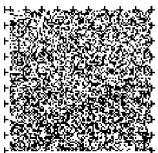
さっぽろし しょう とくせい おう しゅだん じょうほう しゅとく
札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得や
こみゆにけーしょん かんきょう せいび む ねん へい
コミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年(平
せい ねん がつ さっぽろししょう とくせい おう こみゆにけーしょ
成29年)12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション
ん しゅだん りよう そくしん かん じょうれい しょう しゃこみゆにけーしょ
ン手段の利用の促進に関する条例(障がい者コミュニケーション
ん じょうれい しこう じょうれい もと しょう とくせい おう
ン条例)」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じ
たこみゆにけーしょん しゅだん りよう そくしん じょうほうあくせ
たコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセ
しびりてい ペーじさんしょう こうじょう すいしん
シビリティ(⇒189ページ参照)の向上を推進するとともに、意思
そつうしえん じゅうじつ ひつよう
疎通支援を充実していく必要があります。

ねん どしょう じしやじったいとうちようさ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

かぞくいがい ひと いし そつう じかん ひとり
家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人で
むずか かつ わりあい しょう しゃちようさ しょう じちようさ
は難しい方の割合(障がい者調査 43.9%、障がい児調査 55.6%)

きほんほうしん
基本方針

- きほんほうしん しょう とくせい おう こみゆにけーしょん しゅだん りかい
基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解
りよう そくしん しょう ひと じょうほう しゅとく
と利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、
こみゆにけーしょん かんきょう すず
コミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。
- きほんほうしん しょう ひと じょうほうつうしんぎじゅつ りようおよ かつよう
基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の
きかい かくだい はか じょうほうあくせしびりてい こうじょう
機会の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上に
つなげます。



基本施策

- 基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 基本施策3 障がい配慮した市政情報の提供
- 基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

○手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

重点取組

◆コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

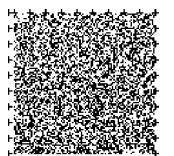
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。

◆コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。

◆コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段



を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。

【障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例】

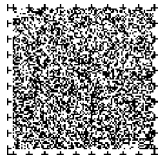
手話	手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通等が行われる言語です。
触手話	視覚と聴覚に障がいのある人(盲ろう者)が、手話を表現する相手の手に触れて情報を取得するものです。
要約筆記	パソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を要約し、文字等で情報を伝えるものです。
筆談	相互にノートなどに文字を書いて意思の疎通を行うものです。
点字	平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するものです。
音訳	視覚に障がいのある人向けに、書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるものです。

基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

○障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、取組を進めます。

！ 重点取組

◆意思疎通支援事業の円滑な実施
 障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き



えんかつ じぎょう じっし つと ページさんしやう
円滑な事業の実施に努めます(⇒140ページ参照)。

◆意思疎通支援者の広域派遣(新規)

いし そつうし えんしや こういき はけん しんき
し むん さつぽろ し がい しゅ わ つう や く と う いし そつう ひつよう
市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする
ば あい た じ ち たい きやうりよく え げん ち し えんしや はけん とりくみ
場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を
じっし
実施します。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置(新規)

く やくしやう ところ こ み ゅ に けー し ょん し えん き き はいち しんき
く やくしやう せつち たぶれつ と たんまつ ページさんしやう し
区役所等に設置したタブレット端末(⇒189ページ参照)を使
よう えんかくしゅ わ つう や く おんせいになしきあぶりけーしよん
用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーション(⇒189ペー
じさんしやう おんせいじやうほう もじか おこな
ジ参照)による音声情報の文字化を行います。

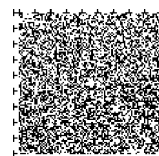
また、聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため、
ちやうかくしやう ひと き と ほじよ かうん た が た じ き ゆうどう
聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導
し す て む ページさんしやう ひ つづ どうにゆう
システム(⇒189ページ参照)も引き続き導入していきます。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援(新規)

ごうりてきはいりよ かん かんきやうせいび たい し えん しんき
しやう とくせい おう こ み ゅ に けー し ょん しゅだん かん ごうりてき
障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的
はいりよ ていきやう かんきやう せいび じぎやうしや し えん
配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

しゅ わ つう や く しや ようやくひつ き しや ページさんしやう し えんしや
手話通訳者や要約筆記者(⇒190ページ参照)などの支援者を
ようせい こうざどう かいさい ひつよう こ み ゅ に けー
養成するための講座等を開催します。また、必要なコミュニケー
し ょん し えん おこな し えんしや かく ほ つと
ション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。



◆^{て れ び でん わ} テレビ電話^{かつよう}を活用した^{しょうひ せいかつそうだん}消費生活相談

^{ちょうかくしょう}聴覚障がいのある人が^{しょうひ せいかつそうだん}消費生活相談^{おとす}に訪れた場合に、^{ぼ あい}テレビ^{て れ び}電話^{でん わ}を利用し^{りょう}手話通訳者^{しゅ わ つうやくしゃ}を介して^{かい}相談^{そうだん}を行うことで、^{おこな}迅速な対応^{じんそく たいおう}を図ります。^{はか}

基本施策 3 ^{しょう}障がい^{はいりよ}に配慮^{し せいじょうほう}した^{ていきょう}市政情報^{ていきょう}の提供

○^{しょう}障がいのある人が^{しょうひ せい}市政に関する情報^{かん じょうほう}を取得し^{しゅとく}やすいよう、^{しょう}障がい^{はいりよ}に配慮^{し せいじょうほう}した^{ていきょう}市政情報^{すず}の提供^{すず}を進めます。

重点取組

◆^{じょうほう ほしょう}情報保障^{かん}に関する^{は ん ど ぶ っ く}ハンドブック^{さくせい}の作成^{かつよう}・活用^{しんき}（新規）

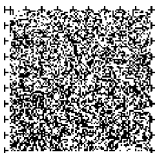
^{じょうほうしゅとく}情報取得^{こ み ゅ に け - し ょ ん}や^{かん}コミュニケーション^{しょう}に関する障がいのある人が^{ひと}参^{さん}加^かする^{かいぎとう}会議等^{はいりよ}における^{は ん ど ぶ っ く}配慮^{さくせい}などをまとめた^{は ん ど ぶ っ く}ハンドブック^{さくせい}を作成^{かつよう}し、活用^{かつよう}します。

◆^{さっぽろし こうしきほ - む ペ - ー じ}札幌市公式ホームページ^{かんりうんえい}の管理運営

^{しょう}障がいのある人が^{ひと}ホームページ^{しょうほう え}から^あ情報^あを得^えやすいよう、^あアクセシビリティ^{く せ し び り て い}（^{つか}使いやすさ）の^{さら}更なる^{こうじょう}向上^{はか}を図^{はか}るなど、^{は - む}ホームページ^{は - む}全体^{は - む}の^{つか}使い勝手^{つか}の^{こうじょう}向上^{つと}に努^{つと}めます。

◆^{ふくし が い どとう}福祉ガイド等^{さくせい}の作成^{はいふ}・配布^{かくしゅそうだんまどぐち}、各種^{しょうかい}相談窓口^{しょうかい}の紹介

^{ふくし が い どとう}福祉ガイド等^{さくせい}を作成^{はいふ}・配布^{しょう}し、^{しょう}障がいのある人が^{ひと}利用^{りょう}できる^{かく}各^{かく}種^{しゅ さ - び す とう}サービス等^{ひろ}について^{しゅうち}広く^{はか}周知^{はか}を図^{はか}ります。



◆^{てんじ おんせい}点字・^{じょうほうていきょう}音声による情報提供

^{しかく}視覚に^{しょう}障がいの^{ひと}ある人のために、^{こうほう}広報さっぽろの^{てんじばん}点字版「^{てんじ}点字さっぽろ」、^{ろくおんばん}録音版「^{こえ}声のさっぽろ」を^{はっこう}発行するなど、^{しせいじょうほう}市政情報の^{てんじ}点字・^{おんせい}音声による^{じょうほうていきょう}情報提供の^{じゅうじつ}充実に^{つと}努めます。

◆^{さまざま}様々な^{しょう}障がいに^{はいりよ}配慮した^{じょうほうていきょう}情報提供

特に、^{とく}障がい^{しょう}福祉に関する^{ふくし}パンフレットや^{かん}ガイドブックなどは、^{ちてきしょう}知的障がいの^{ひと}ある人などにも^わ分かりやすい^{ひょうげん}表現に^{こころ}心がけ、^{かん}漢字への^{るび}ルビ、^{せんもんようごとう}専門用語等への^{ちゅうしやく}注釈、^{にじげんこーど}二次元コードを^つ付けるなど、^よ読みやすくする^{くふう}工夫に^{つと}努めます。

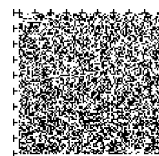
基本施策 4 ^{じょうほうつうしんぎじゆつ}情報通信技術による^{じょうほうあくせしびりてい}情報アクセシビリティの^{こうじょう}向上

○^{しょう}障がいの^{ひと}ある人が^{じょうほうつうしんぎじゆつ}情報通信技術（^{いんたーねっと}インターネットなど）を^{りよう}利用することにより、^{ししょう}支障なく^{じょうほうでんたつ}情報伝達や^{じょうほうしゆとく}情報取得ができるよう、^{しえん}支援^{おこな}を行います。

重点取組

◆^{しょう}障がいの^{ひと}ある人の^{じょうほうつうしん}情報通信に関する^{しえん}支援（^{しょう}障がい者 I T（⇒190 ページ参照）^{さぽーとせんたー}サポートセンター）

^{しょう}障がいの^{ひと}ある人の^{じょうほうつうしんぎじゆつ}情報通信技術の^{りようきかい}利用機会や^{かつようのうりよく}活用能力の^{かくさ}格差^{ぜせい}是正を^{はか}図るための^{そうごうてき}総合的な^{さーび}サービス^{すていきょうきよてん}提供拠点として、「^{しょう}障がい者^{あいてい}サポートセンター」を^{せっち}設置し、^{じりつ}自立と^{しゃかいさんか}社会参加を^{そくしん}促進することを^{もくてき}目的に、^{あいてい} I T に関する^{かん}利用相談や^{りようそうだん}情報提供、^{じょうほうていきょう}パソコン講習の^{ばそこんこうしゅう}開催、^{かいさい}パソコンボランティアの^あ養成及び^{ようせいあよ}派遣^{はけん}を行います。



おうだんてきぶん や しょう りゆう さべつ かいしやう けんりようご
横断的分野 4 障がい理由とする差別の解消・権利擁護

げんじやう かだい
＜現状と課題＞

ねん へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつかいしやうほう しこう ぎやうせい き
2016年(平成28年)4月、障害者差別解消法が施行され、行政機
かんとう みんかん じぎやうしゃ しょう りゆう さべつてきとりあつかい きんし
関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止され
るとともに、しょうがいのあるひと ひつよう しゃかいてきしやうへき じよきよ じつ
施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

いっぽう かこ さべつてきとりあつかい う かん
一方で過去に差別的取扱いを受けたことがあると感じたこと
のしょうがいのあるひと わりあい やく わり し ペーじ
ある障がいのある人の割合は約4～6割を占め(⇒30ページ
さんしやう しょうがいしゃ さべつかいしやうほう し しょう ひと
参照)、さらに、障害者差別解消法を知らなかった障がいのない人
のわりあい やく わり ほうりつじたい しゅうち すす
の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んでいないと
いうじやうきやう
状況にあります。

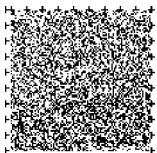
なか さつぽろし そつせん しょうがいしゃ さべつかいしやうほう もと けん
こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づき、研
しゅう じつし とうりてきはいりやとう じれいしゅうしゅう とりくみ じつし
修の実施や合理的配慮等の事例収集などの取組を実施していく
ことで、しょうがい理由とする差別の解消を推進していきます。

しょうがいのあるひと たい ぎやくたい ほうし そうきはっけん
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎやくたい お とき かんけい
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係
きかんとう れんけい てきせつ しえん おこな
機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、しょうがいのある
ひと けんりようご とりくみ すいしん ひつよう
人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん しょうがいしゃ さべつかいしやうほう もと しょう りゆう さべつ
基本方針 1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別
かいしやうおよ とうりてきはいりや ていきやう すいしん とく
の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

きほんほうしん しょうがいしゃぎやくたい ほうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう
基本方針 2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に



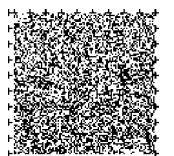
かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう もと しょう しゃ
 関する法律(障害者虐待防止法)に基づく障がい者
 ぎゃくたい ぼう しょう しょう ひと けんりようご すす
 虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

基本施策

- 基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 基本施策 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 基本施策 3 権利擁護等の推進
- 基本施策 4 障がい児・者虐待防止の推進

基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある人の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する環境づくりをめざします。





重点取組

◆市民向けフォーラムの実施（新規）

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しゅうち ふおーらむ じっし ひろ
 障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く
 しみん たい しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ないよう しゅうち しょう
 市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障
 がいとう にかいそくしん はか
 がい等への理解促進を図ります。

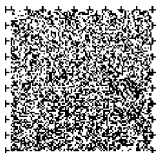
◆職員研修の実施

しよくば けんしゅうとう つう さっぽろ ししよくいん たい しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
 職場研修等を通じ、札幌市職員に対する障害者差別解消法や、
 しょう しゃりかい そくしん はか かくしよくば しょう
 障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある
 ひと はいりよ てっぺい
 人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有するこ
 しやくしよ そしきぜんたい しょう ひと たいおうりよく こうじょう
 とで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の向上
 はか
 を図ります。

◆札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろ し きょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい かいさい しんき
 札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがあ
 ひと にちじょうせいかつ ささ かんけいきかん しょう どうじしゃ かぞく ぶん
 る人の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）
 ていきてき しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かか そうだんじれい とりくみないよう
 によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容
 どう しょうほうきょうゆう きょうぎ おこな きかん じしゅ
 等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主
 てき とりくみ すいしん しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
 的な取組を推進し、障がいがある人が地域で安心して生活できる
 かんきょう におこな
 環境づくりを行います。



さつぼろ し きょうせいしゃかいすいしんきょうぎ かい い め - じ
札幌市共生社会推進協議会 イメージ

しょう りゆう さべつ かん そうだん
障がい理由とする差別に関する相談

そうだん
相談

ふんそうかいけつ
紛争解決
 (※)

ふんそうかいけつ
 ※紛争解決にあたっては、
 かくそうだんまどぐち
 各相談窓口で
 たいおう
 対応することが
 きほん
 基本。

こうせい きかん そうだんまどぐち
構成機関の相談窓口

さつぼろ し
札幌市

- しょう ふくし か
○障がい福祉課
- そうだん し えん じぎょうしよ
○相談支援事業所
- きょういく い いんかい
○教育委員会

じぎょうしゃ
事業者

- さつぼろしやうこうかい ぎ しょ
○札幌商工会議所

しょう どう じしゃ
障がい当事者

- しょう しゃだんたい
○障がい者団体
- どう じ しゃだんたい
・当事者団体
- か ぞくかい
・家族会

くに どう きかん
国・道の機関

- ほっかいどう いしかりしんこうきよく
○北海道(石狩振興局)
- さつぼろほうむきよく
○札幌法務局
- ほっかいどうろうどうきよく
○北海道労働局

いりよう ふくし
医療・福祉

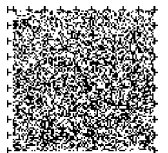
- さつぼろ し い し かい
○札幌市医師会
- さつぼろ し しゃかいふくしきょうぎ かい
○札幌市社会福祉協議会
- しょう じ しゃふくし し せつ
○障がい児・者福祉施設

ゆうしきしゃ
有識者

- がくしきけいけんしゃ
○学識経験者
- べんご し
○弁護士

各構成機関の相談事例や取組内容等について情報共有・協議を行う。

きょうせいしゃかいすいしんきょうぎ かい
共生社会推進協議会



基本施策 2

行政サービス等における合理的配慮の提供 及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備

- 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する配慮を徹底します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

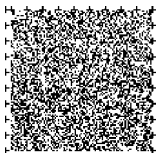
◆市民向けフォーラムの実施（新規）（再掲）
⇒56ページ参照

◆職員研修の実施（再掲）
⇒56ページ参照

◆ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）（再掲）
⇒39ページ参照

◆選挙における配慮
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。



◆ 会議等における配慮

障がいのある人が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

基本施策3 権利擁護等の推進

- 障害者基本法、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

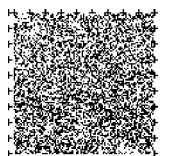
！ 重点取組

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

◆ 北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。



さんこう
参考

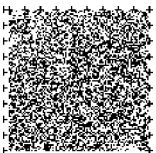
ほっかいどうしょう しゃじょうれい 北海道障がい者条例について

しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づく
りを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づく
りを推進するために北海道が制定した条例です。

おも し さく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 ちいき い い い しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

さっぽろ し ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう
札幌市においても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのあ
る人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指し
ていきます。



基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

○障がい者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

重点取組

◆障がい者虐待防止対策等の推進

障がい者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口を設置することにより、24時間365日の通報受付を行います。

また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携により、速やかな保護を行います。

その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めます。

◆虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。

